みなし指定事業所の指定更新における有効期間について

別紙１

平成　　年　　月　　日

　以下の事業所において、みなし指定の更新に係る有効期間を同一所在地において行う同種の事業の有効期間に合わせることを**（希望する・希望しない）**。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 事業所名 |  |
| サービス名 |  |

※事業所の指定有効期間は、「6年間」と定められていますが、同一所在地において行う同種の事業（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護）の有効期間に合わせることが可能です。